

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
 - 2 工事名
 - 3 工事場所 市(郡) 町 地内
 - 4 工事日数等 日 間 又は 年 月 日限り
 - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
 - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金
 - 1 免除する
 - 2 入札金額の5/100以上を納付すること。
 - 8 最低制限価格 設 定
 - 9 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに10、11、12、17、18、19及び20に定める内容に違反したとき。
 - 10 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出しなければならない。
 - 11 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
 - 12 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
 - 13 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
 - 14 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
 - 15 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。
 - 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 17 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。
 - 18 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
 - 19 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。
 - 20 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
 - 21 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
 - 22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
 - 23 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めない工事において、最低制限価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 市(郡) 町 地内

4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り

5 現場説明の日時場所 月 日 時 分

6 入札執行の日時場所 月 日 時 分

なお、入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。

7 入札保証金 1 免除する

2 入札金額の5/100以上を納付すること。

8 低入札調査基準価格 設定

(最低価格入札者を落札者とししない場合がある。低入札調査判断基準価格を下回って不適格となった場合、又は低入札調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないと判断されて不適格となった場合は、再度入札に参加することができないものとする。)

9 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の定めにより調査を行った上で落札者となる場合は次の要件を満たすこと。

① 長崎県財務規則第111条に定める契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。

② 長崎県財務規則第62条第1項に定める前金は契約金額の2割を越えない範囲内とする。

③ 工事現場には18に定める技術者と別に同等の資格を有する者を1名専任で配置すること。

10 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、11、12、13、18、19、20及び21に定める内容に違反したとき。

11 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出しなければならない。

12 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行うこと。

13 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

14 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。

15 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。

16 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。

17 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

18 配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。

19 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。

20 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。

イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。

ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。

ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の執行日を含めて連続して3か月以上)にあること。

21 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。

22 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

23 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であること。

24 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

様式第5号の2（第9条の2関係）

契約不締結通知書

第 号
年 月 日

様

知事等 印

契約不締結通知書

さきに落札決定しました下記工事については、契約を締結しないことを通知します。

記

1. 工事番号

2. 工 事 名

3. 契約を締結しない理由

様式第5号の3 (第12条の2関係)

下 請 負 人 報 告 書 (当 初)

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

㊟

下記のとおり下請負人を決定したので、報告します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所 市(郡) 町 地内

下請負人 1

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

下請負人 2

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

下請負人 3

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

備考 1 一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第12条により、禁止されているので注意すること。

また、一括下請負の禁止は、元請、下請け、孫請けに関係なく、発注者及び受注者に対して適用されるので注意すること。

2 下請負人が、4者(社)以上となる場合は、別途用紙を継ぎ足して報告すること。

3 設計図書に定める施工体系図により通知した場合は、本報告書は不要となる。

様式第5号の3 (第12条の2関係)

下 請 負 人 報 告 書 (当 初)

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

㊤

下記のとおり下請負人を決定したので、報告します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所 市(郡) 町 地内

下請負人 1

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

下請負人 2

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

下請負人 3

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町
下請工事の内容	

備考 1 一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第12条により、禁止されているので注意すること。

また、一括下請負の禁止は、元請、下請け、孫請けに関係なく、発注者及び受注者に対して適用されるので注意すること。

2 下請負人が、4者(社)以上となる場合は、別途用紙を継ぎ足して報告すること。

3 設計図書に定める施工体系図により通知した場合は、本報告書は不要となる。

様式第5号の4（第12条の2関係）

下 請 負 人 報 告 書 （ 完 成 ）

年 月 日

様

受注者 住所
氏名



下記のとおり下請負させましたので、報告します。

記

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所 市（郡） 町 地内

	商号又は名称	住 所	下請工事の内容	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第12条により、禁止されているので注意すること。

また、一括下請負の禁止は、元請、下請け、孫請けに関係なく、発注者及び受注者に対して適用されるので注意すること。